

通関業法施行規則の一部を改正する省令（案）参照条文

通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）（抄）

（受験手数料）

第二十六条 通関士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納めなければならない。

2 （省略）

（省令への委任）

第三十条 この節に定めるもののほか、通関士試験の受験の手続その他通関士試験に関し必要な事項は、財務省令で定める。

通関業法施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号）（抄）

（受験手数料の額）

第十二条 法第二十六条第一項に規定する政令で定める額は、三千円とする。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して通関士試験を受けるための願書を提出する場合にあつては、二千九百円とする。

通関業法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第五十号）（抄）

（受験願書）

第五条 通関士試験を受けようとする者は、通関士試験受験願書に次に掲げる書面を添付し、当該願書の受付期間内に、試験を受けようとする場所を管轄する税関長に提出しなければならない。

一及び二 （省略）